

医療法人等に係る所得金額の計算書 (第1号様式、第2号様式) 記載の手引

この計算書は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人等(※1)が、法人の事業税の確定申告書、修正申告書及び更正請求書を提出する際に、同項の規定によって社会保険診療等に係る所得金額を計算する場合に作成し、当該申告書等に添付するものです。

添付する計算書及び社会保険診療に係る所得金額の計算方式は、経理状況によって異なり、次のとおりとなります。

経理状況	計算方式	計算書の種類	添付書類(共通)
社会保険診療に係る収入及び経費をその他に係る収入及び経費と明確に区分していない場合	所得配分方式 (※3)	第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・所得金額に関する計算書 (第6号様式別表5) ・法人税申告書別表1 ・法人税申告書別表4 ・法人税勘定科目内訳明細書⑯ (雑益、雑損失等の内訳書) ・決算書 (貸借対照表・損益計算書)
社会保険診療に係る収入及び経費をその他に係る収入及び経費と明確に区分している場合(※2)	所得配分方式 (※3)	第1号様式	
	経費配分方式 (※4)	第2号様式 第2号様式付表	

※1 法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人(公益法人等及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。)

又は一定の医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除きます。)

※2 次の要件を満たしている場合をいいます。

- ・社会保険診療に係る収入金額が、その他の部分と明確に区分されていること
- ・社会保険診療に係る経費が、人件費及び減価償却費等その性格上その他の部分と区分できないもの(共通経費)を除き、明確に区分されていること
- ・社会保険診療に係る収入金額及び経費について、帳簿書類を別に定め、これにより決算を行っていること
- ・同一の経理方法により継続して決算を行っていること

※3 医療保健業に係る所得を社会保険診療収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法

※4 医療原価などで社会保険診療に係る部分とその他の部分に区分することが困難な経費を社会保険診療収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法

ただし、法人税の申告において租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合には、この計算書を添付する必要はありません。この場合は、「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」の「備考」欄にその旨を記載するとともに、法人税申告書別表十(七)の写しを添付してください。

I 【所得配分方式】第1号様式の記載方法

1 「医療法人等に係る所得金額の計算書」(上段部分)の記載方法

「総所得金額」(1)	「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。				
「医療保健業の所得金額(2)」	「その他の事業の所得金額(3)」欄及び「土地譲渡益等(4)」欄に記載すべき金額がある場合のみ、「総所得金額(1)」から(3)欄及び(4)欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。				
「その他の事業の所得金額(3)」	<p>医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合、次の点に留意して記載してください。</p> <p>ア 区分計算の方法</p> <p>総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額又は欠損金額は(2)欄及び(3)欄に記載してください。</p> <p>イ 共通損益金あん分</p> <p>区分困難な共通損益金は、それぞれの売上金額等によってあん分します。</p> <p><u>この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書(任意様式)を添付してください。</u></p> <p>(注)その他の事業が軽微な場合</p> <p>その他の事業が社会通念上独立した事業と認められない程度の軽微なもの(その他の事業の売上金額が医療保健業の売上金額の1割程度以下の場合)で、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合は、当該その他の事業の所得金額をこの欄に計上せずに、当該その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算」の「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。</p>				
「土地譲渡益等(4)」	<p>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次により算定してください。</p> <p>土地譲渡益等(4)=土地の譲渡等収入-(取得費及び譲渡費用)</p> <p>なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により土地の譲渡等に係る所得金額等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。</p> <p><u>贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入、営業権の譲渡の収入並びに有価証券売却損益がある場合、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。</u></p> <p>また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額(圧縮損等)は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。</p> <p><u>この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書(任意様式)を添付してください。</u></p>				
「計算の基礎とする収入金額」	<table border="1"> <tr> <td>(5)</td><td>(ア)の金額を転記してください。</td></tr> <tr> <td>(6)</td><td>(エ)の金額を転記してください。</td></tr> </table>	(5)	(ア)の金額を転記してください。	(6)	(エ)の金額を転記してください。
(5)	(ア)の金額を転記してください。				
(6)	(エ)の金額を転記してください。				
「社会保険診療に係る所得金額」(7)	<p>次式により算定してください。</p> <p>(1)欄又は(2)欄の金額 × (5)欄の金額/(6)欄の金額</p> <p>なお、この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げて(欠損金額の場合は切り捨て)ください。</p> <p>また、算定した(7)の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に転記してください。</p>				
「当期分の所得金額(8)」	上記「(1)-(7)」の金額を記載してください。				
「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額(9)」	繰越欠損金又は災害損失金(会社更生等による債務免除等があった場合等の欠損金を含みます。)の当期控除額を記載してください。				
「課税標準となる所得金額(10)」	上記「(8)-(9)」の金額を記載してください。算定した(10)の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に転記してください。				

2 「計算の基礎とする収入金額の計算」(下段部分)の記載方法

「社会保険診療に係る収入金額」の各欄	<p>地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を法律ごとに記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者からの収入金額(査定損益は収入金額に加算又は減算してください。) ・被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。) ・社会保険関係法律等に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって、市町村等が支払った金額
「医療保健業に係るその他の収入金額」の各欄	<p>当期分の医療収入、営業外収入及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。 ・医療法人等に係る所得金額の算定については、すべての収入金額であん分することが原則ですが、医療保健業に係る収入金額に含めず、かつ、この欄に計上しないものについては、次頁3の表の(C)及び(D)を参照してください。
「その他の収入に含めないない収入金額」欄	その他の収入に含めない収入金額(次頁3の表の(C)に該当するもの)について記載してください。
その他留意事項	法人税別表4で加算又は減算した収入金額は、各区分の「法人税別表4」欄に記載してください。

医療保健業に係るその他の収入金額に含めない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない額
経費の戻入等	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 ② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1)租税の還付金(還付加算金はその他の収入に含めます。) (例2)償却資産の売却益(ただし、取得価格を超えた部分は、その他の収入に含めます。) ③ 従業員の福利厚生として経費にあてるため従業員から徴収している収入 (例1)従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2)従業員のために設けた保育施設の利用料金
消費税(地方消費税を含む)	計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額(ただし、課税事業者に限ります。)
益金に計上した消費税の額	<p>還付された消費税額はその他の収入に含めません。</p> <p>※税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税の差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。</p>

3 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点(取扱一覧表)

前頁までに記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A)欄の○印の項目は、「社会保険診療に係る収入金額」の各欄へ、(B)欄の○印の項目は、「医療保健業に係るその他の収入金額」の各欄へ計上してください。

(C)欄に該当するものは、あん分計算の基礎としないため、「その他の収入に含めない収入金額」欄へ計上してください。

なお、(D)欄に該当するものもあん分計算の基礎としませんが、「その他の事業の所得金額」又は「土地譲渡益等」として別計算を行うものの収入金額に該当しますので留意してください。

収 入 金 額	社会保険診療に 係る 収入金額 (A)	医療保健業に係る その他の収入に含む (B)	そ の 他 の 収 入 に 含 め な い (C)	別 計 算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○ (※1)	○ (※2)		
生活保護法に規定する 介護扶助に係る収入	○ (※1)	○ (※2)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費	○ (※3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法 の 医 療 収 入		○		
自動車損害賠償責任 保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自費診療収入		○		
入院料、ベット代 差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話、電気、ガス、テレビ、 寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入			○ (従業員使用分)	
社宅・寮等収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	

収入金額	社会保険診療に係る収入金額 (A)	医療保健業に係る その他の収入に含む (B)	その他収入 に含めない (C)	別計算 (D)
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
ハブラシ、おむつ等販売収入		○		
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販売手数料		○		
各種補助金・委託料		○ (※4)	○ (※5)	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会) 協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○ (※6) (支払相当額と相殺されたもの又は 圧縮損等により収益反映しないもの)	
有価証券売却損益				○
償却資産売却益		○ (取得価格を超える部分)	○	
看護学院収入		○ (区分経理のできないもの)		○
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等				○
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
各種引当金・準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

※1 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療に係る収入金額は地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号において規定されています。

※2 その他の収入に含むものは、訪問介護、主治医意見書作成料等、※1に掲げるサービス以外の収入が該当します。

※1、※2について、詳細は次頁をご覧ください。

※3 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

※4 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当等の内容であるものは、その他の収入に含めてください。

※5 ※4以外の補助金、例えば、国及び地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金、臨床研修費等補助金等が該当します。

※6 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば、生命保険・損害保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費弁償額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

4 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書」の名称	計上区分	
			社会保険 診療に係る 収入金額	医療保健業に 係るその他の 収入金額
指定介護予防サービス	訪問・通所	訪問介護	訪問介護	○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護	○
		訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○
		通所介護	通所介護	○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○ (※1) ○ (※1)
	短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護	○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○ (※1) ○ (※1)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等) ^(※2)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○ (※1) ○ (※1)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○ (※1) ○ (※1)
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与	○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス	介護福祉施設サービス	介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス	介護保健施設	○ (※1)	○ (※1)
	介護療養施設サービス ^(※2)	介護医療施設	○ (※1)	○ (※1)
	介護医療院サービス	介護医療院	○ (※1)	○ (※1)
地域密着型 サードパーティ 地域密着型 介護予防サービス	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護等 地域密着型通所介護等	種々		○
介護予防・日常生活 支援総合事業	訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自)等	種々		○

※1 居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」に計上します。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者介護予防サービス費」も「その他の収入」に計上します。

※2 介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、介護療養施設サービスは、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。(介護保険法改正附則第130条の2第1項)

II 【経費配分方式】第2号様式の記載方法

1 「医療法人等に係る所得金額の計算書」(上段部分)の記載方法

「総所得金額(1)」	「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」の「再仮計」欄の金額を記載してください。なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。				
「医療保健業の所得金額(2)」	所得配分方式の記載方法に準じて記載してください。				
「その他の事業の所得金額(3)」	所得配分方式の記載方法に準じて記載してください。				
「土地譲渡益等(4)」	所得配分方式の記載方法に準じて記載してください。				
「計算の基礎とする収入金額」	(5)	(ア)の金額を転記してください。			
	(6)	(エ)の金額を転記してください。			
「経費の額の内訳」	(7)	付表の(オ)の金額を転記してください。			
	(8)	付表の(カ)の金額を転記してください。			
	(9)	付表の(キ)の金額を転記してください。			
「社会保険診療に係る経費の額(10)」	次式により算定してください。 (7)欄の金額 + (9)欄の金額 × (5)欄の金額 / (6)欄の金額 なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。				
「社会保険診療に係る所得金額(11)」	上記「(5) - (10)」の金額を記載してください。 なお、算定した(11)の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に転記してください。				
「当期分の所得金額(12)」	上記「(1) - (11)」の金額を記載してください。				
「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額(13)」	繰越欠損金又は災害損失金(会社更生等による債務免除等があった場合等の欠損金を含みます。)の当期控除額を記載してください。				
「課税標準となる所得金額(14)」	上記「(12) - (13)」の金額を記載してください。算定した(14)の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に転記してください。				

2 「計算の基礎とする収入金額の計算」(下段部分)の記載方法

I 【所得配分方式】の2及び3の記載方法に準じて記載してください。ただし、次に掲げる収入金額について、経費に戻入れ(相殺)してください。

- ・従業員給食収益 院内保育の保育料収入(従業員使用分) ・社宅、寮等収入(従業員使用分) ・企業年金払戻金
- ・仕入値引 　・印紙等販売収入(販売差益の生じないもの) ・各種引当金、準備金の繰戻額 　・租税の還付金
- ・各種補助金等(圧縮損等により収益反映しない部分、雇用に対する助成金等)
- ・保険解約、満期返戻金(運用益部分以外の部分)
- ・生命保険金、損害保険金(支払相当額と相殺される部分又は圧縮損等により収益反映しない部分)

3 第2号様式付表「医療保健業に係る経費の明細」の記載方法

- ・「社会保険診療に係る専属経費」とは、社会保険診療に係る収入を得るために要した費用として明確に区分できるものをいいます。
- ・「自由診療等に係る専属経費等」とは、計算の基礎とする収入金額の計算において、医療保健業に係るその他の収入金額に係る収入を得るために要した費用として明確に区分できるもの等をいいます。
- ・「共通経費」とは、医療保健業に係る経費のうち、社会保険診療に係るものとその他のものとに明確に区分できないものをいいます。